

令和3年度

2月補正予算（精算）案提案説明書

警察本部

(一般会計)

(単位：千円)

科 目 (款・項・目)	事 項	令和3年度 現 計 予 算 額	提 案 額	計	財 源 内 訳				概 要
					国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
(款) 9 警察費		139,288,129	△ 365,923	138,922,206	△ 178,281	△ 32,379	△ 761,100	605,837	
(項) 1 警察管理費		131,332,037	△ 288,758	131,043,279	△ 191,931	△ 8,019	△ 555,500	466,692	
(目) 1 公安委員会費		20,402	△ 1,992	18,410	0	0	0	△ 1,992	
	公安委員報酬	17,880	△ 290	17,590	0	0	0	△ 290	公安委員報酬の過不足調整 △ 290
	公安委員会 開催運営費	2,522	△ 1,702	820	0	0	0	△ 1,702	公安委員会開催運営費の過不足 調整 △ 1,702
(目) 2 警察本部費		123,701,122	△ 648,957	123,052,165	△ 52,030	△ 19,488	0	△ 577,439	
	警察職員費	118,517,418	△ 750,712	117,766,706	△ 51,368	0	0	△ 699,344	1 退職手当 △ 466,000 2 機動隊超勤 △ 51,368 3 その他の人件費の過不足調整 △ 233,344
	被服調製費	425,835	0	425,835	0	0	0	0	
	警察管理費	4,757,469	101,642	4,859,111	△ 662	△ 19,488	0	121,792	警察管理費の過不足調整 101,642
	税外収入 精算等還付金	400	113	513	0	0	0	113	放置違反金等に係る還付金の増 113
(目) 3 装備費		1,341,435	259,246	1,600,681	△ 179,101	0	△ 23,000	461,347	
	車両等購入費	52,653	△ 4,478	48,175	△ 4,251	0	0	△ 227	車両購入に伴う不用額 △ 4,478
	車両等維持費	1,232,001	263,724	1,495,725	△ 175,006	0	△ 23,000	461,730	警察車両等維持経費の過不足調整 263,724
	個人装備費	56,781	0	56,781	156	0	0	△ 156	
(目) 4 警察施設費		3,224,408	94,779	3,319,187	39,200	139	△ 532,500	587,940	
	警察施設 整備費	3,224,408	94,779	3,319,187	39,200	139	△ 532,500	587,940	1 警察施設衛生環境改善事業費 39,200 2 独身寮解体撤去事業費 55,440 3 その他の施設整備事業費の過 不足調整 139

(一般会計)

(単位：千円)

科目 (款・項・目)	事項	令和3年度 現計予算額	提案額	計	財源内訳				概要
					国庫支出金	特定財源	起債	一般財源	
(目) 5 運転免許費		2,887,081	11,330	2,898,411	0	11,330	0	0	
	自動車運転免許試験実施費	1,506,965	11,178	1,518,143	0	11,178	0	0	運転免許試験実施に要する諸経費の過不足調整 11,178
	法定講習実施費	1,380,116	152	1,380,268	0	152	0	0	各種法定講習に要する諸経費の過不足調整 152
(目) 6 恩給及び退職年金費		157,589	△ 3,164	154,425	0	0	0	△ 3,164	
	警察職員恩給及び退職年金費	157,589	△ 3,164	154,425	0	0	0	△ 3,164	元警察職員に対する恩給及び退職年金の不用額(企画県民部所管) △ 3,164
(項) 2 警察活動費		7,956,092	△ 77,165	7,878,927	13,650	△ 24,360	△ 205,600	139,145	
(目) 1 一般警察活動費		1,747,477	△ 11,796	1,735,681	0	0	0	△ 11,796	
	一般警察活動費	1,747,477	△ 11,796	1,735,681	0	0	0	△ 11,796	一般警察活動費の過不足調整 △ 11,796
(目) 2 刑事警察費		1,092,898	△ 33,317	1,059,581	13,661	△ 2,208	0	△ 44,770	
	刑事保安警察活動費	1,092,898	△ 33,317	1,059,581	13,661	△ 2,208	0	△ 44,770	刑事保安警察活動経費の過不足調整 △ 33,317
(目) 3 交通指導取締費		5,115,717	△ 32,052	5,083,665	△ 11	△ 22,152	△ 205,600	195,711	
	交通指導取締費	1,559,654	△ 83,595	1,476,059	△ 11	△ 22,152	0	△ 61,432	交通指導取締経費の過不足調整 △ 83,595
	交通安全施設等整備費	2,256,888	0	2,256,888	0	0	△ 205,600	205,600	
	交通安全施設等維持費	1,299,175	51,543	1,350,718	0	0	0	51,543	交通安全施設維持経費の過不足調整 51,543
(款) 2 総務費		19,624	△ 455	19,169	△ 16	0	0	△ 439	
(項) 2 企画費		19,624	△ 455	19,169	△ 16	0	0	△ 439	
(目) 1 リーディングプロジェクト推進費		19,624	△ 455	19,169	△ 16	0	0	△ 439	
	まちなか安心プロジェクト推進費	19,624	△ 455	19,169	△ 16	0	0	△ 439	まちなか安心プロジェクト経費の過不足調整 △ 455

第24号議案

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（警察関係部分）

1 制定の理由

- (1) 銃砲刀剣類所持等取締法に関する警察手数料について実情と見合ったものとするに伴い、関係規定について所要の整備を行う。
- (2) 道路交通法の一部改正により、高齢運転者対策の推進に関する規定の整備が図られること等に伴い、同法に関する警察手数料等について所要の整備を行う。

2 制定の概要

- (1) 銃砲刀剣類所持等取締法に関する警察手数料について、次のとおりとする（別表6の部関係）。

区 分	現 行	改 正 案
銃砲刀剣類等所持許可証書換え手数料	1,800円	1,600円

- (2) 道路交通法に関する警察手数料について、次のとおりとする（別表7の部関係）。

ア 高齢運転者対策関係

(ア) 手数料額の改正等

区 分		現 行	改 正 案	
高 齢 者 講 習 手 数 料	70歳から74歳	5,100円、2,250円	6,450円、2,900円	
	特定任意高齢者講習	5,100円		
	75 歳 以 上	第1・2分類		7,950円、4,450円
		第3分類		5,100円、2,250円
		臨時高齢者講習		5,800円、2,350円
	特定任意 高齢者講習	第1・2分類 第3分類		7,950円 5,100円
	チャレンジ講習	2,650円	廃 止	
	特定任意高齢者講習（簡易講習）	1,800円		
認知機能検査手数料（75歳以上）		750円	1,050円	
認知機能検査員講習手数料		1,400円、800円	1,450円、1,200円	
運転技能検査手数料（75歳以上）		新 設	3,550円	

(イ) 手数料の内容変更

区 分	内 容
審査手数料	サポカー限定免許の限定解除を申請する者を追加

イ 第二種免許、大型免許及び中型免許の受験資格の見直し関係

(イ) 手数料の新設

区 分	改 正 案
若年運転者講習手数料	講習1時間につき 2,250円

(イ) 手数料の内容変更

区 分	内 容
通知手数料	若年運転者講習を受講する者を追加

ウ 引用条文の変更

法第108条の2第1項第14号の「自転車の運転による交通の危険を防止するための講習」が同条同項第15号に号ズレしたため、条例の引用部分を改める。

3 施行期日

銃砲刀剣類所持等取締法関係	道路交通法関係
令和4年4月1日	令和4年5月13日

第44号議案

収入証紙条例及び警察手数料徴収条例の一部を改正する条例（警察関係部分）

1 制定の理由

県民の利便性の向上を図るため、収入証紙により徴収する旨を定めている手数料であっても、電子情報処理組織を使用する方法等により徴収することができるようにする等の整備を行う。

2 制定の概要

収入証紙条例の一部改正に伴い、規定の整備を行う（第3条関係）。

現 行
<p>（警察手数料の納付方法）</p> <p>第3条 警察手数料のうち、パーキング・メーターの作動又はパーキング・チケット発給設備によるパーキング・チケットの発給に関する手数料についてはその金額を現金で、<u>その他のものについてはそれぞれその金額に相当する兵庫県収入証紙をもって納めなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、警察手数料のうち、自動車の保管場所に係る通知及び当該通知に係る保管場所標章の交付に関する手数料については、警察署長から得た納付情報により納めなければならない。</u></p>
改正案
<p>（警察手数料の納付方法）</p> <p>第3条 警察手数料のうち、パーキング・メーターの作動又はパーキング・チケット発給設備によるパーキング・チケットの発給に関する手数料についてはその金額を現金で納めなければならない。</p> <p>2 警察手数料のうち、自動車の保管場所に係る通知及び当該通知に係る保管場所標章の交付に関する手数料については、警察署長から得た納付情報により納めなければならない。</p>

3 施行期日

令和4年4月1日

第28号議案

兵庫県職員定数条例等の一部を改正する条例（警察関係部分）

1 制定の理由

短時間勤務再任用職員の数の上限を改める。

2 制定の概要

警察に勤務する短時間勤務再任用職員の数の上限を145人から190人に改める（附則第4項関係）。

3 改正案

新旧対照表

現 行
附 則 1～3 （略） 4 第2条各号に掲げる事務部局に勤務する短時間勤務再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項の規定により採用される者をいう。以下同じ。）の数（1週間当たりの通常の勤務時間数を用いて職員の数に換算した数をいう。以下同じ。）は、 <u>510人</u> （うち、75人は教育委員会の事務部局に勤務する短時間勤務再任用職員の数とし、 <u>145人</u> は警察に勤務する短時間勤務再任用職員の数とする。）以下とする。
改 正 案
附 則 1～3 （略） 4 第2条各号に掲げる事務部局に勤務する短時間勤務再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項の規定により採用される者をいう。以下同じ。）の数（1週間当たりの通常の勤務時間数を用いて職員の数に換算した数をいう。以下同じ。）は、 <u>545人</u> （うち、75人は教育委員会の事務部局に勤務する短時間勤務再任用職員の数とし、 <u>190人</u> は警察に勤務する短時間勤務再任用職員の数とする。）以下とする。

4 施行期日

令和4年4月1日（金）